

○各種変更届出等の作成要領

1. 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出

(1) 指定給水装置工事事業者の指定事項の変更があった場合

変更があった日から **30 日以内** に「指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書」（様式第 10）を提出すること。

【添付書類】

変更事項	事業所の別	定款の写し	登記事項証明書	個人事業の開業・廃業等の届出書の写し	住民票抄本	誓約書	事務所付近見取図	事務所の状況写真	指定事業者証の返却
事業所の名称	法人	○	○			○			不要 ※1
	個人					○			
事業所の所在地	法人	○	○			○	○	○	不要 ※1
	個人			○		○	○	○	
代表者の住所	個人			○	○	○			不要 ※1
代表者の氏名	法人	○	○			○			不要 ※1
	個人			○	○	○			
役員の氏名	法人		○						不要

※ 「登記事項証明書」は、「履歴事項全部証明書」とする。

※ 「住民票」「登記事項証明書」は、コピー不可。

※ 定款の写しは、「原本に相違ない旨の証明」をすること。

※ ゼンリン地図を使用する場合、ゼンリンの複製利用許可が必要です。（別紙参照）

※1 原則、新規登録または、登録更新のみ事業者証を交付となります。事業者証の再交付が必要な場合は、「指定給水装置工事事業者証再交付申請書」を提出してください。

2. 給水装置工事主任技術者選任・解任届出

(1) 給水装置工事主任技術者の選任、または解任をした場合

遅滞なく「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」（様式第 3）提出すること。

【添付書類】

免状または、給水装置工事主任技術者証の写し。（解任のみの場合は不要）

3. 給水装置工事事業者（廃止・休止・再開）届出

(1) 事業の廃止、休止又は再開した場合

当該廃止または休止の日から **30 日以内**、再開した日から **10 日以内** に「給水装置工事事業者（廃止・休止・再開）届出書」（様式第 11）を提出すること。

○組織変更又は合併の場合の届出等

組織変更又は合併の場合の届出は、次表のとおりとする。

申請者	内容	具体例		届出方法
個人	法人化	個人⇒法人 (法人⇒個人 も同様の取り扱い)		廃止・指定申請
	相続	相続人が事業を継続した場合		廃止・指定申請
法人	組織変更	合同会社 合名会社 合資会社 } ⇒株式会社		廃止・指定申請
		有限会社⇒株式会社		指定事項変更届
		合同会社・合名会社・合資会社間		指定事項変更届
	合併	指定工事店Aと 指定工事店Bが合併	AがBを吸収合併	Aは、指定事項変更届 Bは、廃止届
			新会社C設立（新設合併）	A、Bとも廃止届 Cが指定申請
		会社Aと 指定工事店Bが合併	Aが指定工事店Bを吸収合併	Aが指定申請 Bは、廃止届
			新会社C設立（新設合併）	Bは、廃止届 Cが指定申請

※合併による新会社設立は、新規指定申請とする。

○ゼンリン地図複製等利用する場合

ZENRIN Maps to the Future

地図複製等利用のご案内

地図複製等
利用

許認可申請・届出等の書類にコピー
添付する場合

それ以外の目的で複製等利
用する場合

許認可申請・届出等の書類にコピー添付する場合

当社地図製品の地図または地図画像を
以下のような許認可申請・届出等の書
類にコピー・印刷して利用する場合、
当社発行の「複製許諾証」の貼付が必要
です。

自動車保管場所証明申請（車庫証明
申請）

道路使用・占用許可申請

建築確認申請

自動車保管場所届出 など



「複製許諾証」 貼付による利用手続き

1申請または1届出につき1枚の「複製許諾証」を地図コピーに貼付してください。正本のほか副本を作成する場合は、正本の地図コピーにのみ1枚貼付してください。なお、「複製許諾証」は、1申請または1届出に対する複製利用料として、1枚200円（税別）で発行しております。「複製許諾証」は、当社事業所または当社公式オンラインショップStoreでは、25枚単位で発行しております。

最寄りの当社事業所はこちらより確認ください

[ZENRIN Storeで「複製許諾証」を確認 >](#)



「複製許諾証」 貼付位置見本



「複製許諾証」の貼付位置は、地図コピーの左下を推奨しております。